

半導電面(18)	論点	情報収集行為	安定ミツワ毒剤問題	20mSv・学校再開問題	山下発言
原井番号					
1の1～3	「福島第一原発事故の後、国・県も必要な情報は何か」にのぞみました。3月15日から福島市は大変な高輻露量を記録していたことを、私は、ずっと後から知りました。もし、当時知つていれば、通報している夫を匿つても、匿さないが、混乱の中、戸惑い、迷いたがら参加していました事を知りました。4月6日には、「小学校の入学式が行われました。入学式には、娘などの子供が出席していました。就寝中に出来たことが多かったので、枕にオアルもなかつたのかのように授業が始まりました。しかし、何故、高級養生にもかかわらず学校を始めなければならなかったのでしょうか？」	「3月20日ころ、予定どおり幼稚園の卒業式が行かれました。卒園式実行の案内を受け、どうるべきか尋ねられました。その後、原告1の1は、団体活動の数日後、原告1の1（長男）、1の2（長女）、1の3（母）のぞみました。4月半ばから、さりげなく卒園式に参加しました。一旦出始めると、容易に止まらなくなつた。その後、原告1の1は、団体活動のと、姿を隠すようになつた。出典量が余りに多いため、血圧が下がるので、ラブを何枚も重ねて寝かせた。半月後には、原告1の2も同様に鼻血を出すようになりました。2011年6月16日、原告1の1が血液検査を受けたところ、白血球が2.300まで減少していることがわかつた。」	福島原発事故の数日後、原告1の1は、団体活動の身体に、そろつて赤い泡疹が現れた。その後、原告1の1は、団体活動のと、姿を隠すようになつた。その後、原告1の1は、団体活動のと、姿を隠すようになつた。出典量が余りに多いため、血圧が下がるので、ラブを何枚も重ねて寝かせた。半月後には、原告1の2も同様に鼻血を出すようになりました。2011年6月16日、原告1の1が血液検査を受けたところ、白血球が2.300まで減少していることがわかつた。		
4の1～3	「大震災の當時、私は放射線被ばくについて何の知識もありませんでしたので、どこに避難するともできず、そのまま福島市内で生活を続けました。」（4の2号証1ページ）。そして、4、5月頃になって、周囲の子どもたちが引つ越していってのを見て、放射能について勉強するよになり、ようやく6月に子どもを保護するよになりました。平成24年秋ころ、新居にアパートを借り、通勤生活をうとしたが、周囲の心ない差別に驚いて、通勤生活を断念し、福島に戻った。（同号証2ページ）。平成24年秋ころ、新居にアパートを借り、通勤生活をうとしたが、周囲の心ない差別に驚いて、通勤生活を断念し、福島に戻った。（同号証3ないし4ページ）。国や県が子どもの避難を公的に支援し、被ばくの影響について広報していくくれたら頗る少なくかったとと思う。」	「（中略）20mSv/年といふありえない剂量で学校再開を許したことで、私のように避難したくてもできない事情を抱えるたくさんの方の子どもたちは日々被ばくを免れなくなっているのです。」	「2011年4月ころ、二男（原告4の2）が、次いで長男（原告4の1）が骨血を出しますになった。その後、長男と二男には、食欲不振、不眠、体重減少、発熱がみられた。2011年6月、長男と二男が山梨県に保護にてかけられました。見送るよう元気になつたが、2学期が始まって福島市に戻ると、二人とも、再び鼻血を出すようになり、頭痛、倦怠感、胸痛、疲労感を訴えようになつた。そして、体調不良は、現在も続いている。母である原告4の3自身も体調不良に陥り、杖を使わないと歩行できないようになつた。」	福島原発事故の後、原告1の1は、団体活動のと、姿を隠すようになつた。その後、原告1の1は、団体活動のと、姿を隠すようになつた。出典量が余りに多いため、血圧が下がるので、ラブを何枚も重ねて寝かせた。半月後には、原告1の2も同様に鼻血を出すようになりました。2011年6月16日、原告1の1が血液検査を受けたところ、白血球が2.300まで減少していることがわかつた。	
6の1、2	「福島第一原発事故を起こすことなど考えたことなく、事故を起こした場合の危険性も知らず、放電能力の計算する方法も知りませんでした。『テレビで『誰もがいい』というのをそのまま信じるしかありませんでした』」	「平成23年4月の新学期は、高齢者だったのに、予定どおり始まりました。私は、県の小学校の行脚りを車で送迎し、娘に外遊びを控えさせ、マスクを着用させました。食材には気を使いました。（中略）娘はつづいて「毎日娘はまだ外すようになります。夏になると、夏になると、娘の奶奶が、娘にマスクを外すよう指導するようになります。『暑いから外せ』」といつづれます。内部被ばくを避けたためにマスクをするのだと私も娘も説明してもら、担任は聞く耳持たず、娘に対し、何度もマスクを外すよう求めました。娘は、クラスの中で最後まで黙つてマスクを外すようになりましたが、平成24年の春ころからは、海をマスクを外すようになりました。」	「平成23年4月の新学期は、高齢者だったのに、予定どおり始まりました。私は、県の小学校の行脚りを車で送迎し、娘に外遊びを控えさせ、マスクを着用させました。食材には気を使いました。（中略）娘はつづいて「毎日娘はまだ外すようになります。夏になると、夏になると、娘の奶奶が、娘にマスクを外すよう指導するようになります。『暑いから外せ』」といつづれます。内部被ばくを避けたためにマスクをするのだと私も娘も説明してもら、担任は聞く耳持たず、娘に対し、何度もマスクを外すよう求めました。娘は、クラスの中で最後まで黙つてマスクを外すようになりましたが、平成24年の春ころからは、海をマスクを外すようになりました。」		

情報開示行為		20mSv、学校再開問題		山下発言	
性別差面 (13)		論点		集団避難問題	
原告番号 原告番号 13の1~4	原告1・3の4は、3月1・1日から1・4までの間、甲子園エコ一検査の結果、叢姫や結 いわき市に残り、1・12日、1・13日は子どもを連れて、屋外のスニークの列に並ぶとい う。原告は、2011年4月頃、いわき市内の 相宅宅で、近くの山で採れた筍を家族で食へい る。当時は絶賛についての情報がなかったために面 筋をちらほら食べてしまつたが、現在は、この ことを大変後悔し、思い出すだけで気が痛くなる、 と述べている。	原告1・3の4は、3月1・1日から1・4までの間、甲子園エコ一検査の結果、叢姫や結 いわき市に残り、1・12日、1・13日は子どもを連れて、屋外のスニークの列に並ぶとい う。原告は、2011年4月頃、いわき市内の 相宅宅で、近くの山で採れた筍を家族で食へい る。当時は絶賛についての情報がなかったために面 筋をちらほら食べてしまつたが、現在は、この ことを大変後悔し、思い出すだけで気が痛くなる、 と述べている。	原告1・3の1 (長男) (同1・3の2 (二女)、同1・3の3 (長男)) に難著な健 康基準にしたきた数値は一体なんだったのでしょうか。この数値はこれまでにな ったことか判りません。子どもたちが、ホールボディカウンタで放射線が検出 されました。まだまだそれがいる。不安を抱き、精神的苦痛を感じ て立てなくなっています。子どもたちの将来に強い不安を抱き、精神的苦痛を感じ て立てなくなっています。しかし、二人とも福島原発事故の後、足の痛み訴え ました。まだまだそれがいる。子どもたちの母はされたこと等から、子どもたちの家に避難 しました。実験室にされるわけではありません。	「(郡山に) 戻ってから間もなく、妻と二人で見 ていたテレビで、長崎から来た、長崎の大山下接 続エコ一検査で、小さな旅館があると言っていた。 原告1・7の2 (父親) は、福島原発事故発生の直後の高輻量の時期 (2011年3月19日まで) 及び同年5月2日から同年8月1日までの間、原告1 を開けても、先端物を干しても閉れない。』と発 言しているのを聞き、「ナ太木なんだ」と自らに 言い聞かせる。そこから、1週間くらいの間は、 地元野菜を、子ども以外は食べて、窓も開けて生 活をする。 しかし、インターネット上の情報で、それとは対 比する情報は複数目につけて、山下氏の発言 に不信感を覚え、もとの『家を縮め切り、出 来るだけ子どもを窓外に出さない』生活に心配り する。」	4月11日には中学校の入学式がありましたが、私 は、不安はありませんが、二女を戻すことにしてしま いました。それは、山下俊一氏の話が影響していました。それは、山下俊一氏の話が影響していま す。山下俊一氏は、娘に宫颈オペで、『福島は安全で ある、マスクを干す必要はない』と発言して、外で遊 んでいい、洗濯のや被布を外で干していく 等という話をしていました。これを信用したわけ ではありませんが、被爆地長崎から来た先生だと いうことや、やさしい語り口で話しておられたの で、信じたどおり思いました。危険だった ら、行政が住民を守つくれるはずだと思っていた のです。
17の1、2	原告1・2は、3月1・9日の夜、妻子だけでも遅 く、山下俊一の「このくらいの放射能は怖くない。 妻を離れて、先端物を干して『間違ひ』という 発言をテレビで見、その後の過程度は妻を離け、 地元の野菜を食べた。	原告1・2は、3月1・9日の夜、妻子だけでも遅 く、山下俊一の「このくらいの放射能は怖くない。 妻を離れて、先端物を干して『間違ひ』という 発言をテレビで見、その後の過程度は妻を離け、 地元の野菜を食べた。	原告1・7の1 (長男) は、今のことろ、健康状態に特段の問題はないが、甲状腺 エコ一検査で、小さな旅館があると言った。 原告1・7の2 (父親) は、福島原発事故発生の直後の高輻量の時期 (2011年3月19日まで) 及び同年5月2日から同年8月1日までの間、原告1 を開けても、先端物を干しても閉れない。』と発 言しているのを聞き、「ナ太木なんだ」と自らに 言い聞かせる。そこから、1週間くらいの間は、 地元野菜を、子ども以外は食べて、窓も開けて生 活をする。 しかし、インターネット上の情報で、それとは対 比する情報は複数目につけて、山下氏の発言 に不信感を覚え、もとの『家を縮め切り、出 来るだけ子どもを窓外に出さない』生活に心配り する。」	二女 (原告2・4の1) は、2011年6月ころから体調が悪く、下痢、吐き気 を訴え、同月下旬には、異常な鼻血を出すようになつた。二度目の遷座を始め て以来、二女の体調は回復しているが、母親 (原告2・4の2) の体調がすぐれ ました。それは、山下俊一氏の話が影響していま す。山下俊一氏は、娘に宫颈オペで、『福島は安全で ある、マスクを干す必要はない』と発言して、外で遊 んでいい、洗濯のや被布を外で干していく 等という話をしていました。これを信用したわけ ではありませんが、被爆地長崎から来た先生だと いうことや、やさしい語り口で話しておられたの で、信じたどおり思いました。危険だった ら、行政が住民を守つくれるはずだと思っていた のです。	4月11日には中学校の入学式がありましたが、私 は、不安はありませんが、二女を戻すことにしてしま いました。それは、山下俊一氏の話が影響していま す。山下俊一氏は、娘に宫颈オペで、『福島は安全で ある、マスクを干す必要はない』と発言して、外で遊 んでいい、洗濯のや被布を外で干していく 等という話をしていました。これを信用したわけ ではありませんが、被爆地長崎から来た先生だと いうことや、やさしい語り口で話しておられたの で、信じたどおり思いました。危険だった ら、行政が住民を守つくれるはずだと思っていた のです。
24の1、2	「テレビでは、マルトダウンには至っていないし、 そんなに重大なことはないような雰囲気でしたので、 私も、そんないに心配しないませんでした」 メティアも伝えないし、行動を教えてくれません でした。今は、郡山でも3月15日から高い輻量 を記録していたことが判っています。私は、行政か ら正しい情報と知識が与えられていないれば、もつと早 く適切な行動をとることなどができたし、せっかく一旦 避難した二女を郡山に戻すこともがかったと思いま す。残念でなりません。」	「テレビでは、マルトダウンには至っていないし、 そんなに重大なことはないような雰囲気でしたので、 私も、そんないに心配しないませんでした」 メティアも伝えないし、行動を教えてくれません でした。今は、郡山でも3月15日から高い輻量 を記録していたことが判っています。私は、行政か ら正しい情報と知識が与えられていないれば、もつと早 く適切な行動をとることなどができたし、せっかく一旦 避難した二女を郡山に戻すこともがかったと思いま す。残念でなりません。」	二女の小学校の卒業式は3月23日に予定されていましたが、 3月31日に延期されました。私は、二女を出席させ、私が代 理で卒業証書を受け取ましたが、4月11日には中学校の入学式 がありました。私は、不安はありませんが、二女を戻すことにしてしま りました。それは、山下俊一氏の話が影響していま す。山下俊一氏は、娘に宫颈オペで、『福島は安全で ある、マスクを干す必要はない』と発言して、外で遊 んでいい、洗濯のや被布を外で干していく 等という話をしていました。これを信用したわけ ではありませんが、被爆地長崎から来た先生だと いうことや、やさしい語り口で話しておられたの で、信じたどおり思いました。危険だった ら、行政が住民を守つくれるはずだと思っていた のです。	4月11日には中学校の入学式がありましたが、私 は、不安はありませんが、二女を戻すことにしてしま いました。それは、山下俊一氏の話が影響していま す。山下俊一氏は、娘に宫颈オペで、『福島は安全で ある、マスクを干す必要はない』と発言して、外で遊 んでいい、洗濯のや被布を外で干していく 等という話をていました。これを信用したわけ ではありませんが、被爆地長崎から来た先生だと いうことや、やさしい語り口で話しておられたの で、信じたどおり思いました。危険だった ら、行政が住民を守つくれるはずだと思っていた のです。	

準備書面（18） 論点		情報選択行為		20mSv・学校再開問題		山下発言	
序号番号		原点		集団避難問題			
原告2の4は、仙台市で居住している震災に遭い、3月12日以後も余震の恐怖や買出しで震災に遭ったから、長男は、小学校に通い出しました。」	甲狀腺エコー検査の結果、囊胞や結節が確認されている。	原告2の6の1（長男）、同2の6の2（長女）、同2の6の3（二女）及び同2の4（母親）は、福島原発事故時で仙台市内で住んでいたが、子どもの被ばく活動をしていいとの通知を出したが、この懸念でそのままお休みを取らなければならぬとの判断で、甲狀腺エコー検査が実施され、そのこと等に了解されて、原告2の6の1～4の居住地は、仙台市→秋田市→仙台市→仙台市→仙台市→秋田市→仙台市→仙台市（原告2の6の4の「家事」）、川俣町→仙台市→仙台市と様々であった。原告2の6の4の精神状態が悪がつたこともあり、2度も測量の高い川俣町に子どもたちを生まわせてしまったことでも被ばくを避けたいと考える。原告2の6の4は気に病んでいた。	原告2の6の1（長男）は、福島原発事故後、風邪をひきやすくなつたが、両親が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しく知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する同人の心情を、夫やその母親も理解したであらう。	「汚染を隠されて現在避難先まで避難し入学してしまつたので、今さら簡単に移住できなく、（中略）子どもを今の友達と一緒に隣では、それ以外に弱蕙が健康被害は生じてない、しかし、高線量下の津島地区で3日間生活したこと、その後も福島県内で生活してしまつたことが、将来、原告2の8の1の健康にどのような影響を与えるか、強く不安を感じている。	原告2の8の1（長男）は、福島原発事故後、風邪をひきやすくなつたが、両親が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しく知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する同人の心情を、夫やその母親も理解したであらう。	原告2の8の1（長男）は、福島原発事故後、風邪をひきやすくなつたが、両親が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しく知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する同人の心情を、夫やその母親も理解したであらう。	原告2の8の1（長男）は、福島原発事故後、風邪をひきやすくなつたが、両親が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しく知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する同人の心情を、夫やその母親も理解したであらう。
3月12日未明、10キロ圏に避難指示が出たため、妻と子（原告2の8の1、3）は、浪江町北西部の津島高校に避難し、3月15日まで滞在した。	原告2の8の1は、津島高校が1日から15日までに避難していた津島地区が、実は15日の放射性物質大量放出により深刻に汚染されていたことが明らかになつていて、津島事故調査も「福島第一原発の」北西地盤について、15日は屋内避難して、16日に避難するなど、適切な避難経路の确立にSPEEDIの結果は活用できなかつた」と、SPEEDIによる予測結果を、避難経路の策定に用ひるべきであったことを論証している。ところが、当時、SPEEDI結果は公表されず、浪江町役場に伝達されなかつた。せめて浪江町にだけでも、北西方向へルームが並設するとの予測が伝達されれば、津島地区へ住民を避難させるという判断はありえなかつたであろう。	3月12日未明、10キロ圏に避難指示が出たため、妻と子（原告2の8の1、3）は、津島高校が1日から15日までに避難していた津島地区が、実は15日の放射性物質大量放出により深刻に汚染されていたことが明らかになつていて、津島事故調査も「福島第一原発の」北西地盤について、15日は屋内避難して、16日に避難するなど、適切な避難経路の确立にSPEEDIの結果は活用できなかつた」と、SPEEDIによる予測結果を、避難経路の策定に用ひるべきであったことを論証している。ところが、当時、SPEEDI結果は公表されず、浪江町役場に伝達されなかつた。せめて浪江町にだけでも、北西方向へルームが並設するとの予測が伝達されれば、津島地区へ住民を避難させるという判断はありえなかつたであろう。	「汚染を隠されて現在避難先まで避難し入学してしまつたので、今さら簡単に移住できなく、（中略）子どもを今の友達と一緒に隣では、それ以外に弱蕙が健康被害は生じてない、しかし、高線量下の津島地区で3日間生活したこと、その後も福島県内で生活してしまつたことが、将来、原告2の8の1の健康にどのような影響を与えるか、強く不安を感じている。	原告2の8の1（長男）は、福島原発事故後、風邪をひきやすくなつたが、両親が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しく知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する同人の心情を、夫やその母親も理解したであらう。	原告2の8の1（長男）は、福島原発事故後、風邪をひきやすくなつたが、両親が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しく知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する同人の心情を、夫やその母親も理解したであらう。	原告2の8の1（長男）は、福島原発事故後、風邪をひきやすくなつたが、両親が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しく知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する同人の心情を、夫やその母親も理解したであらう。	原告2の8の1（長男）は、福島原発事故後、風邪をひきやすくなつたが、両親が、放射線に関する情報やそのリスクに関する正しく知識を国民に提供していれば、子どもの被ばくを心配する同人の心情を、夫やその母親も理解したであらう。
28の1～3							
3月12日頃から福島県内全域で高い放射線が記録されたことは、当時、皆知られていなかったことは、もしも各地区で高線量が観察されていたこと、またその後も線量が記録されたことがある。原告3の1、2は、原告3の1の将来の健康に多大な支障を抱き、精神的な苦痛を被っている。							

準備書面 (18) 論点	情報収集行為	安全ヨウ素剤問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
原告番号	原告1～4	原告5～1（父親）は、事故当時、福島市内に家族と居住していた。1号機でクレーンと水素爆発があった1.2日はその事業を全くやめさせ、屋外で避難所の水汲みの手伝いをするなどして過ごしている。5.1～4	「年間20ミリシーベルトは、当初、大人向けの基準緩和として出てきましたが、これを受けた結果、文科省は学校の授業開始に伴って児童にも適用しようとしたのです。すでに始まっていた授業を正当化するためです。しかも、福島県内ではそのためのことが考えられませんでした。しかしながら、福島県内ではその採用された基準よりも高い原爆量学校が複数あり、それを正当化するために輿論不満の係数を導入して、「毎時3.8マイローションを用いて予測し、影響を受けるであろう住民には情報提供すべき」という通達を出しました。こうした場当たり的な対応の結果、高放射量下で多くの生徒が学校を通うべき事態を、文科省自らが生み出していました。泰寧と言ふほどではありません。さらには驚くのは、その後端となつた授業開始を、福島県教育委員会は、県議の計画をせずに決定しました。平成23年3月末のことです。これが現在の福島の状況を作り出している大きな要因でした。」	原告5～1（父）は、同年4月3日に自宅に戻ったが、原告5.1～2（母）、原告5.1～3（長男）、原告5.1～4（長女）は、現在の県外避難を続けている。原告5～1の家族が、子どもたちの被ばくを避けるために集団避難させる等、正しい被ばく対策をとらなかっため、原告5.1の家族は、孤立無援の状態であり、精神的苦痛を被っている。	
原告番号	原告5～1	事故後はガソリンや食料を求めて外に並んだり、避難指示区城から距離して飲食する準備をしたりして、事故前よりも外にいることが多いくらいであった。	「子どもたちの学校は普通に始まり、マスクをするように注意をしたり、学校まで送迎をしたりして息子には学校に行かせました。あまりにも学校が「安全だ」というものだから、私の意見に息子が反対して、家の中はいつも頭髪が施えませんでした。」	当時中学生だった原告の男爵は、福島原発事故前は健康だったのが、事故後は、アトピー性皮膚炎になり、毎日のように「だるい」「眠い」などと訴える等、身体には異変が生じた。ホールドバイカウンターでは、セシム1.3が検出された。	
原告番号	原告5～1	3月15日ころから、都山町を含む県内全飯碗組合が懇意にされたことは、當時全く知らされぬおらず、テレビなどで「健剛に影響はない」と言われて55いために、被ばく率が高いという認識は全くなく、飯山市は安全な方なのだろうといい、マスクをするこどもがなかった（甲55の1号証7ページ）。	「事前に部活の先生に事情を話して、先生に「うちの娘子が宿題をもらっていたのに、2学期になると、その先生がうちの娘子を先生たちが無視されると、自分の娘子が泣いてしまった」と泣いて訴えられ、実行がなされた。」	原告5～1は、長男の体調不良は、被ばくが原因ではないかと考えているし、長男の今後の健康を深刻に概念している、精神的苦痛を受けている。	
原告番号	原告5～1	事故後に、国や自治体から被ばく情報を発信されていたならば、自分の子どもにも余計な被ばくをさせなくてすんだ」	「息子は頻繁に公園で時間わざをしていました。息子が校から注音され、息子が聞けたところ、「母さんのやつは、僕とは、僕とつて全て金でマイナスでしかないんだよ。」とおしゃれしていました。とてももうまい出来事でした。個人の努力で一時避難することは、こんなにむづらしい感情のもつれを持つのです。」	一巡回でA1でも二巡回で甲状腺がんが発見された者少なからず存在する。	
その他全般			本件子ども原告ら及びその親たちには、「福島原発事故直後に安定ヨウ素剤を服用する機会を与えていいれば」という無念の思いを抑えることができる。そして、その無念は、これから先、長期間にわたって続くことになる。		

座席番号(20) 論点	情報収集行為 原告訴求	安定ヨウア系剤問題 20mSv・学校再開問題	集団避難問題 (山下発言) 準備書面20では記述なし
原告訴求	原告 3.6 のないし 3 が居住していた会津若松市父親である 36 の 3 自身が甲状腺右葉に 9.9mm の囊胞、左葉に 11mm の結節の存在を指摘されている。	「年間 2.0 ミリシーベルト（毎時 3.8 マイクロシーベルト）」という、法律で定める 20 倍の被ばくを放射線にたいして感受性の高い子どもたちに認めるのは、目の経済を優先して次世代を担う子供たちの健康を脅威するものです。」	子どもたち（原告 3.6 の 1、2）には目立った病気などはないが、以前より病気にかかりやすくなり、アルギー症状が出やすくなつた。父親（原告 3.6 の 3）は、2014 年 6 月、甲状腺に囊胞と結節が見つかった。血流検査では良性との判断だったが結節が少しずつ大きくなつており、半年ごとに経過観察を受けている。また 2015 年に原告 3.6 の 1～3 の尿の検査を受けたところ、3 人の尿から、いずれも放射性セシウムが検出され、今後が不安な気持ちである。
36の1~3	原告 3.6 の 1 ないし 3 が居住していた会津若松市は、県の合同庁舎で測定された緯度を公開しているものの、同原告の生活圏内の緯度は発表されていないかった。3 月 15 日当時は高緯度が測定されたことを知つたら、當時健常であった、長男・長女だけでも妻と一緒に避難させていただろう。	「甲状腺が優先して次世代を担う子供たちの健康を脅威するものです。」	一般的には、会津地方は比較的緯度が低いと言われており、現在、空間線量はかなり落ちきしているが、掃除機で集めたゴミや空気洗浄機のフィルターからは放射性セシウムが検出されている。原告ら家族は、長期の低線量被ばくや食品の汚染による内部被ばくが将来ガンや様々な疾病などの要因となるのではないかと非常に不安になっている。
43の1、2	「避難指示が 3 km、10 km、20 km とがつても、まさか 16.0 km 以上離れた郡山市までは影響は及ばないだろうと安易に想ひました」（甲 F.4.2 の 2・1 ページ）、「そのころ、行政は、安全であるという宣伝しかしませんでした。（中略）どの程度危険なのかという情報も知識もなかったので、やがて元通りの生活を送るようになつてしましました。」（同 2 ページ）、「後になつてから、当時はいぶん郡山市から緯度が高かつたこと、特別に緯度の高いボーリングスポットもあつたことをどうぞ知りました。娘もそれなりに被ばくしていくうち、娘の将来に不安を感じます。」（同 2 ページ）、「行政からは、放射能の緯度やその危険性について、ほとんど情報がありませんでした。安全だという宣伝があつただけでした。正確な情報があれば、私は、もっとしっかりと被ばく対策をとつたし、娘の被ばくも少なくて済んだと思います。」（同 2 ページ）	「学校では、もつと子供たちを被ばくさせないための対策に取り組んではしかつたと思います。子どもたちを戸外で体育をさせることができない立場であるため、母子避難することは難しかつただろうと考えてやつてはしかつたと思います。文科省の年 2.0 ミリシーベルト通知には、本当に丈夫なのだと、不安を感じました。」	原告 4.2 の 1 は、当時、仮に被ばくのリスクを正しく知つていたとしても、母子家庭で今の中止を失うことができない立場であるため、自主避難することは難しかつただろうと考えている。そして、緯度が高かつた時期、行政の責任で子どもたちを避難させてやつてしまつたという思いが強い。
43の1~5	「私も家族も、原発事故直後に高い緯度が記録されたことを知りませんでした。ですから、3 月 12 日 13 日も深夜まで給水所でならび、やつと実家に避難したのも 15 日、樹木に避難したのは 16 日になつてからです。もし、事故後高緯度の放射線が放出されたといふことを知られていいたらねば、12 日 13 日も深夜まで給水所でならんでいたらないで、家族と一緒に避難していたと思います。そして、子どもたちの被ばくを避けるため、もつともっと遠くに早い時期に逃げたと思います。」	「私も甲状腺に囊胞の存在が指摘され、43 の 5 は甲状腺に囊胞が腫れていること指摘されている。	原告 4.3 の 1 は、チャーノブイリ原発事故に関する知識があつたため、3 月 15 日に福島県須賀川市の原告 4.3 の 1 の通知を聞いて愕然とした。私は、そのことを聞いて愕然とした。国の基準は 1 mSv だつたはずです。しかし、1 mSv の基準のままだと子供がみんな居なくなつてしまうから、一方的にあともから都合の良い基準を作つたのでしょうかが、やり方が全く横暴で、未来のある子どもたちの健康をどう思つているのでしょうか。



准備書面(20) 原告番号	論点 原告範囲行為	安住ヨウ素剤問題 20mSv・学校再開問題	集団避難問題 (山下発言) 準備書面20では記述なし
56の1、2	「もつとも高線量であった平成2・3年の3月から夏ごろまでの間、私は、中学校の先生が校内の線量を教えてくれたことを除き、自分たちの生活環境からの線量ばかりませんでした。行政は、その情報を教えてくれませんでした。私は、会員若松より情報をうけられていれば、私は、会員若松よりももっと遠くまで逃げなければかもしれませんし、新学期が始まると通路があつても、都山に帰れないがたかもしれません。」（甲F56の1・5ページ）	「国は、基礎値を引き上げて住める場所を拡大するのではなく、そもそも決まっていた年1ミリシーベルトを基準にして、線量の低い安全な場所への疎開や集団避難を実施するなり、住民に対し、自主避難を支援してその選択の機会を与える等の施策をとるべきだったと思います。」	原告5・6の2は、平成2・3年5月ころ、2日続けて大量の出血をした。現在のところ、原告5・6の2の2の体調に特段の異変はないが、原告5・6のは、息子が中学校の2年間郡山市で生活し、被ばくしたことなどを配している。十分な情報なく、新学期開始の知らせを受けて、郡山市に戻ったことを後悔している。そして、学校単位での疎開をしてほしかったと考えている。
58	「この頃（3月16日）は、市内の汚染状況が一番ひどいときだったので、その後で知り、こんなときに、子供たちを長時間、外に出していました。そして、友人にお世話を後悔しています。友人にはお世話になるからと、友人宅には我が家が畑になっていた野菜を車に次山耕んでき、それをみんなで食べてしましました。それにはヨウ素が付着していましたのではないかと思っています。」（甲F58・1、2ページ）「事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたのなら、子どもへの被害のことを知つたら、3月6日に郡山に戻つてこなかつたのでしょうか。學校もさせませんでした。友人に感想し、深く考えないまま、子どもたちを学校にいかせようと思いつ、郡山に戻つてきてしまつたことが、とても悔しいです。」（同2ページ）	文科省は平成2・3年4月19日、福島県教育委員会等に対し、年20mSvまでであれば校舎や家庭などを利用してよいと通知を発しました。何も知らない私たちは、本やインターネットでたくさんの情報を得ました。チェルノブイリ原発事故の時、キエフでは集団避難をさせたことを知りました。情報を少ししつれていくと、子供たちに被ばくを強制的にさせている行政に不信感を抱きました。そして、行政に定期に低線量被ばくを受け続けているということで塵立した。情報を少しずつ得ていくと、子供たちを学校に帰つてしまつたこと、学校が始まると思いつ、3月26日には郡山に帰つてしまつたこと、その後子どもたちを学校に連れてしまつたこと、その子供たちを学校に連れてしまつたこと、学校では戸外の3時間レールを維持しなかつたこと、学校では戸外の3時間レールを維持しなかつたこと、ホットスポットを見つけても学校が動かなかったこと等に対して、大変腹立たしい思いを抱いています。そして、子どもたちの将来の健康に不安を抱えている。	甲5・8は、被ばくについての知識もなく、原発事故についての情報も不足していた。そのため、最も権威の高かった平成2・3年3月16日に新潟の友人宅に子どもを連れて避難し、それに伴い、子どもを戸外に出してしまつたこと、友人に家庭菜園で収穫した次山の野菜を持参し、友人の家族と一緒に食べてしまつたこと、学校が始まると思い、3月26日には郡山に帰つてしまつたこと、その後子どもたちを学校に連れてしまつたこと、その子供たちを学校に連れてしまつたこと、学校では戸外の3時間レールを維持しなかつたこと、学校では戸外の3時間レールを維持しなかつたこと、ホットスポットを見つけても学校が動かなかったこと等に対して、安全だといっだけ、被ばくにについての正しい情報をお伝えなかったこと、安全ヨウ素剤を配布しなかつたこと、学校では戸外の3時間レールを維持しなかつたこと、ホットスポットを見つけても学校が動かなかったこと等に対して、大変腹立たしい思いを抱いています。そして、子どもたちの将来の健康に不安を抱えている。
60	「3月15日から郡山市も高い空間線量を記録するようになったということですが、当時、私たちには、そのようなことは全く知りませんでした。だから被ばくを避けるための対策もとりませんでしたし、外出も普通にしていました。行政も、安全ですとばかり言つていましたし、それを信じいました。3月15日から新聞の片隅に県内各地の空間線量の情報を載つたと聞きましたが、当時は、そのようなことに気が付いていませんでしたし、気が付いていても、その意味は全く分からなかったと思います。」（甲F60・1、2ページ）	今のことろ、長男やその後に生まれた二男、長女に健康被害は出でていないが、これから子どもたちが健康を保つことができるのか、大変心配している。	子どもたちは今はこのところ健康だが、原告6・0の妻が、平成2年10月7日にくも膜下出血で倒れ、同年11月初旬には、腹部に悪性緑毛上皮腫という珍しいガンに罹患していることが判つた。既にステーシV4で肺と肝臓にまで転移があり、摘出手術もできず、化療療法を受け、りん状態を保つているが、いつまた再発するか不安である。妻の発病が被ばくと関係があるか否かはわからぬが、被ばくと関係がないとは言い切れないし、妻が癌に倒れたことから、子どもたちの将来も心配である。



原告番号	論点	情報侵害行為	安全ヨク未割問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	(山下発言)20で(は記述なし 準備書面)
61		「もしもＳＰＥＤ１の情報が公開されていて、放射線量が上がる可能性があることを前もって知つてれば、また、実際に高線量が測定されたことをすぐに知られていたなら、私たち家族は、風向きを考へてすぐに逃げたいだと思います。でも実際には情報を与えてもらえないから、外で、当時はそのまま郡山に住んでいましたし、外出もしていました。もっと情報があれば私たち家族の搬はくは少なくして済んだと思っています。」（甲F60・3ページ）	2011年8月から2014年4月まで娘2人を連れて京都市に母子避難した。母子避難をしたところから、娘たちは、半年に1度程度鼻血を出しますようになつた。それ以外には娘たちに健康被害は生じていながく、相当量の搬はくをしているし、特に長女は難病に罹患しているため、将来については大変心配している。	2011年8月から2014年4月まで娘2人を連れて京都市に母子避難した。母子避難をしたところから、娘たちは、半年に1度程度鼻血を出しますようになつた。それ以外には娘たちに健康被害は生じていながく、相当量の搬はくをしているし、特に長女は難病に罹患しているため、将来については大変心配している。		
62		「原発事故が起った後も、当初の1か月くらいはほとんど警戒心をもつていませんでした。安定されている。ヨウ素剤のことも知りませんでした。私が、自宅周辺の空間線量の数値をはじめて知ったのは、5月か6月になります、市の広報を見たときだつたと記憶しています。しかし、マイクロシーベルトの数値を見ても、当時は、その辺の意味が分からず、分かったのは後になつてからでした。」（甲F62・2、3ページ）	62の長男も甲状腺に囊胞の存在が指摘されています。原告62の長男は、甲状腺に小さな囊胞の存在を指摘されたことがあります。また、福島原発事故から2、3年経過してから、必ず鼻水を出しますようになり、平成26年ころ病院で「蓄膿症」と診断された。長男が蓄膿症になつた原因は分からないが、被ばくも原因ではないのかという思いが持てきれない。	原告62の長男は、甲状腺に小さな囊胞の存在を指摘されたことがあります。また、福島原発事故から2、3年経過してから、必ず鼻水を出しますようになり、平成26年ころ病院で「蓄膿症」と診断された。長男が蓄膿症になつた原因は分からないが、被ばくも原因ではないのかという思いが持てきれない。		
69の1、2		「福島第一原発事故の後も、3月14日ごろまで私は、警戒心もなく、娘を連れ歩いていました。余震が続いたころは、避難経路を確保するためには、窓を開けていたことも多かつたのです。」（甲F69の2・1ページ）「平成23年3月15日から郡山でも高い震度が記録されています。ですが、當時、そのことは知りませんでした。そのことを知つてれば、すぐにでも夫の実家を頼つて長崎県佐世保市に避難したと思います。」（同・2ページ）	原告69の1は、県民健康調査で「A」「4月の新学期、学校は、(注)狂例通り始まりました。私は、文部省の20ミリシーベルト通知のニュースを聞いて、怒りを感じました。また、福島県による県民健康調査では、甲状腺に囊胞が見つかった。原告69の1は、体力が低下し、風邪をひきやすくなつた。体調不良には、精神的な要因もあるかもしれないが、核能による影響もあると思い、原告69の2登下校は車で送り迎えし、夏でも長袖・長ズボン、帽子を着用させ、マスクもつけさせました。家でも、食料は、福島県や関東ものは買わず、水道水は飲みませんでした。その後、暑くなつても、長袖・長ズボン、帽子を着用させ、マスクもつけさせました。部屋は、一日置きに除塵をかけ、床は水拭きをしましました。家の周りの除染もしました。」（甲F69の2・2ページ）	原告69の1は、県民健康調査で「A」「4月の新学期、学校は、(注)狂例通り始まりました。私は、文部省の20ミリシーベルト通知のニュースを聞いて、怒りを感じました。また、福島県による県民健康調査では、甲状腺に囊胞が見つかった。原告69の1は、体力が低下し、風邪をひきやすくなつた。体調不良には、精神的な要因もあるかもしれないが、核能による影響もあると思い、原告69の2登下校は車で送り迎えし、夏でも長袖・長ズボン、帽子を着用させ、マスクもつけさせました。家でも、食料は、福島県や関東ものは買わず、水道水は飲みませんでした。その後、暑くなつても、長袖・長ズボン、帽子を着用させ、マスクもつけさせました。部屋は、一日置きに除塵をかけ、床は水拭きをしました。家の周りの除染もしました。」（甲F69の2・2ページ）		

準備書面（27）論点	情報遮断行為	安定期アセスメント問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題
原告番号	原告 1.6 の 5 は、3 月 13 日の行動について、 「みんな寝不足だったりする中、興奮した長女のケラケラ笑いの声が申し訳なくて、実家の隣のゾーランドが見えるところに寝て遊んだりしていました。この時も、少しすつ放射能は原発から出ていたみたいですが、私たちがおりませんでした。また避難してきた二本松市のほう、郡山市よりも放射能が高いことも知りませんでした。」と陳述している（甲 F 1.6 の 5・4 ページ）。	原告 1.6 の 2 と同 1.6 の 3 は、いずれも甲状腺に多発性囊胞の診断を受けています。	本件事故後、原告 1.6 の 1～4 は、京都府舞鶴市に避難していたが、同年 4 月に入り、学校の再開が決まつたので、やむを得ず、郡山市に戻った。しかし、子どもの体調不良が理由で、同年 7 月 15 日から平成 25 年 1 月までの間、原告 1.6 の 1～4 は、再び舞鶴市に母子避難した。	原告は、舞鶴市で避難生活をつづけていたが、長女（原告 1.6～1）は予告もなしに舞鶴市に連れてこられて、いつ帰れるかわからず、いつ帰るかわからない状況で、よくハニックを起こしていた。4 月に入り、学校が再開することが決まつたのをきかげに（その当時は、母子避難など考慮していない）、学校再開イール郡山に戻る以外に選択肢が無かつた）。4 月 6 日ころ、原告と子ども 3 人は郡山市の自宅に戻った。
16 の 1～5	原告 1.6 の 5 は、「2011 年 4 月 19 日の文科省の年 2.0 mSv 引上げを知って、いよいよ福島の人ることはどうでもいいと思っていました。本來なら文科省は、年 2.0 mSv に引き上げるのではなく、学校避難させるべきでした。」と述べている（甲 F 1.6 の 5・8 ページ）。	原告 1.6 の 5 は、事故前は、家族全員健診状態に問題なかった。子どもたちには、事故前は、真っ黒に日焼けし毎日元気に走り回っていたのに、事故後はただ肌の色の白いストレスをためた子どもになった。外で遊べないのがなり辛かった。原告は、子どもとともに移住したいと思っていますが、お金等のためにできない状態である。	（学級再開した 3 月下旬）「いつたん、三春町に戻った後も、原告 2.5 の 2 は、長女に再度の避難を勧めだが、長女は、（友達を置いて）「自分で避難してもよいのか？」という思いから、容易に避難することに同意せず、その説得に 5 月末まで要した。	原告は、舞鶴市で避難生活をつづけていたが、長女（原告 1.6～1）は予告もなしに舞鶴市に連れてこられて、いつ帰れるかわからず、いつ帰るかわからない状況で、よくハニックを起こしていた。4 月に入り、学校が再開することが決まつたのをきかげに（その当時は、母子避難など考慮していない）、学校再開イール郡山に戻る以外に選択肢が無かつた）。4 月 6 日ころ、原告と子ども 3 人は郡山市の自宅に戻った。
25 の 1～3			2011 年 3 月 12 日に家族で避難を決行し、大阪を経由して東京で落ち着こうとしていた。ところが、同月下旬、中学校が治査する旨の知らせを聞いた長女（中学 1 年生）が、福島に戻ることを強く希望したので、原告 2.5 の 1～2 は、やむを得ず家族で福島に戻った。その後原告 2.5 の 2 は、長女に長期避難を説得し続けたが、長女は、（友達を置いて）「自分で避難してもよいのか？」と思いつめ、容易に結論が出せなかつた。同年 5 月下旬、長女は、ようやく避難を決意し、東京に避難することができた。結局、原告 2.5 の 1 は、高線量だった 2011 年 4 月及び 5 月の 2か月間、三春町で生活し、被ばくを余儀なくされた。	原告は、舞鶴市で避難生活をつづけていたが、長女（原告 1.6～1）は予告もなしに舞鶴市に連れてこられて、いつ帰れるかわからず、いつ帰るかわからない状況で、よくハニックを起こしていた。4 月に入り、学校が再開することに同意せず、その説得に 5 月末まで要した。
32 の 1～5			原告 3.2 の 1～5 は、（中略）事故後の一週間の間も、子どもたちと給水所で並んだり、食料を集めることに 1 日に何度も外で並んだりしている（甲 F 3.2 の 4・2 ページ）。原告 3.2 の 4 は、もし原発事故直後に高線量が記録されたことを知つていれば、できるだけ福島から遠く離れて避難した」と述べ（同・2 ページ）、「さらに国や自治体は、原発事故直後に高い線量が記録されたことをなせざなければいけなかつたのですか？」と想ひます。福島県市長は早々と山形方面に避難して、情報を福島県民が知つた時は、すでに被ばくしてしまつた後のような感じで、すごくがっかりです」（同・2～3 ページ）と述べている。	原告 3.2 の 1～5 は、避難したいと思ひながら、父親の仕事の関係から避難できなかつた。それでも、原告 3.2 の 3、4 は、子どもたちと一緒に、一日に何度も給水所や飲料品店で並び、被ばくさせたことを悔いている。原告 3.2 の 1～5 は、親の仕事のために避難できなかつた。原告 3.2 の 4 は、今でも可能であれば、すぐさま子供（原告 3.2 の 1、2、5）とともに移住したいと考えている。そして、行政に対して、事故後速やかに集中避難の対策を取つてはしかつたと考えている。

標準書面(27) 論点	情熱悪習行為	安定期問題題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題
原告番号	原告 3 の 2 は、「政府や行政が、当時、SPEEDI の情報など、正確な地域ごとの線量の情報を持ち公開してくれたら、伊達市へ避難することなどはありませんでした」と述べている(F 3-8 の 2・2 ページ)。そして伊達市に避難中、子どもたちも給水を受けたが外で並んだり、強制限のある食料を買つたために金員で買つ物にかけなどして、無用な被ばくをした(同・3 ページ)。	原告 3 の 2 は、「文部省の年 2.0 ミリシーベルト引上げについても、外の授業をしない間量の被ばくを受け続けるという問題については、行政(国、県、市町村)は、子供たちは身体も小さいし、自分で身を守ることがなかなか難しいので、もっと子供たちの安全性を考えて欲しいのです。」と述べている(甲 F 3-5 の 2・3 ページ)。	本件事故後、原告 3-5 の 1、2 は、いつなん塔玉県の被ばくを頼つて避難したが、学校が再開すること等から、平成 2.3 年 3 月下旬、いわき市の自宅に戻つた。そして、再開された学校に、原告 3-5 の 1 を通わさざるを得なかつた。	小学校高学年や中学生になると、子どもは既よりも友達よりも友達を大切にすることに大きな正義感から、友達を置いて自分が避難することに大きな判断的抵触を感じる。子どもたちを避難させるためには、各家庭の判断に任せることではなく、行政が集団避難させる必要があつたのである。
35の1、2	「事故直後の地域ごとの線量について、正確な情報がわかつていたら、私たちは伊達市に避難することとはなかつたと思います。風向きや地形の影響を受けて線量が変わることは知りませんでした。」	原告 3-8 の 3 は、県民健康調査で A 2 の判定を受けている。	原告 3-8 の 1～4 は、伊達市でも、母親(原告 3-8 の 2)は、子どもたち(原告 3-8 の 3、4)とともに、給水を受けるたがに絶え車の前で、食料を購入するために食料品店の前に並び、子どもたちを被ばくさせたこと、中学校も再開されることになつたことから、3 月下旬にいわき市に自宅に戻つた。	いわき市でも、避難先の伊達市でも、母親(原告 3-8 の 2)は、子どもたち(原告 3-8 の 3、4)とともに、給水を受けるたがに絶え車の前で、食料を購入するために食料品店の前に並び、子どもたちを被ばくさせたこと、中学校も再開されることになつたことから、3 月下旬にいわき市に自宅に戻つた。
38の1～4	「放射性物質がどの方向へ流れていくのか、どうして教えてくれなかつたのかと思ふ悔しくなりません。放射性物質が流れいく方向やどんな場所に溜まりやすいのか、などを教えてもらつたら私たち家族の避難先も変わつたはずです。政府や自治体は、情報を貰つたではなく、きちんと情報を開示して、人々の少しでも被ばくを少なくするよう努めすべきだったと思います」	「事故直後の地域ごとの線量について、正確な情報がわかつていたら、私たちは伊達市に避難することとはなかつたと思います。風向きや地形の影響を受けて線量が変わることは知りませんでした。」	原告 3-8 の 2 は、「文部省が被ばく限度を午間 2.0 mSv に引き上げたことについて、おそらく、彼らが予想しておらず以上に放射線量が高かつたからそのように引き上げたのでしよう。しかし、子供たちの将来の健康を考えるなら、被ばく限度を引き上げるのはなく、集団避難をさせるべきだったと思います。被ばく限度を引き上げて私たちにこのような場所に生活させるのは、私たちに今後どのような避難被ばくが出来るのか、私たちを実験台にしているのでしょうか思えません」と述べている。(甲 F 3-8 の 2・3 ページ)	原告 3-8 の 3 は、2013 年 7 月の県民健康調査で、甲状腺に小さなう胞が発見された。2 年後の 2015 年 7 月の検査では A 1 になつたが、原告 3-8 の 1、2 は、ひどく心配している。長男(原告 3-8 の 3)は、2013 年 7 月の県民健康調査で、甲状腺に小さなう胞が発見された。2 年後の 2015 年 7 月の検査では A 1 になつたが、原告 3-8 の 1、2 は、ひどく心配している。長男(原告 3-8 の 4)は、今のところ特段の指摘は受けっていないが、同じ環境で過ごしてきたから、長男の将来にも不安を抱いている。

				山下発言 (準備書面27では記述なし)
準備書面 (27) 原告番号	論点	安定期問題 定期巡回行為	20mSv・学校再開問題	集団避難問題
原告 4 の 2 は、テレビの情報では不安なためパソコンで知人と情報を集めたり、常に行動からの指示はなかった。特に行動からの指示はなく、信じられる本当の情報がどれなののかから安心する要素が何もありませんでした」(同 8 ページ)と述べている。さらに「子どもたちの無用な被ばくを防ぐために、本來、里や自治体は避難の方向で話をされるると良かった」(同 8 ページ)と述べている。	原告 4 の 3、「同 4 の 4 は、いずれも A.2 の判断	原告 4 の 2 は、テレビの情報では不安なためパソコンで知人と情報を集めたり、常に行動からの指示はなかった。特に行動からの指示はなく、信じられる本当の情報がどれなののかから安心する要素が何もありませんでした」(同 8 ページ)と述べている。	原告 4 の 2 は、本件事故後、いつたん埼玉県の原告 4 の 2 の実家に避難したが、学校再開の知らせを受けたため、平成 2 年 3 月 19 日に自宅で洗濯をしていった。母親(原告 4 の 2 )は、断水のため、井戸水を使用して 1 日中手洗いで洗濯をしていた。本件事故後も、下記のとおり避難には、子どもたちは、買物等で外出をしていた。女は給水の際には、水を入れる容器を運び込むため、必ず開放していたので、子どもたちは、家においても、相当の外気を浴びていたと考えられる。	原告 4 の 2 は、本件事故後、子どもたち(原告 4 の 3 、4 )は、2 人とも負血をよく出し、服を汚していた。母親(原告 4 の 2 )は、断水のため、井戸水を使用して洗濯をしていた。本件事故後も、下記のとおり避難には、子どもたちは、買物等で外出をしていた。女は給水の際には、水を入れる容器を運び込むため、必ず開放していたので、子どもたちは、家においても、相当の外気を浴びていたと考えられる。
原告 4 の 2 は、甲 F.4 の 1~4 は、甲 F.4 の 2~4 は、本件事故後、いつたん埼玉県の原告 4 の 2 の実家に避難したが、学校再開の知らせを受けたため、平成 2 年 3 月 19 日に自宅で洗濯をしていった。しかし、被ばくしながらの生活は難しいと感じ、原告 4 の 2 は、同年 5 月 29 日、再び原告 4 の 1 の 2 へと避難した。	原告 4 の 2 は、文部省は、平成 2 年 3 月 19 日、福島県教育委員会等に対し、「年 20mSvまでであれば、校舎や校庭を利用してもよい」と通知をしたことを聞き、「法律としては避難について簡単に決まるんだ」と思いました。元の数値で、どう行動すべきかを考えた。ほしかったです。基準数値は決まっているのだから、行動を変えるべきです。この辺から私は信用できなくなっていました。今までの数字は何だったのか」と述べている(甲 F.4 の 1~4 )。	原告 4 の 2 は、甲 F.4 の 2 の甲状腺には、次いで長男(原告 4 の 1 の 2 )の甲状腺に、「囊胞」が発見された。原告 4 の 1 の 1~4 は、原	原告 4 の 2 は、本件事故後、子どもたちは、6 月 1 日から避難先の小学校に転校しました。長女(原告 4 の 1 の 2 )の甲状腺には、次いで長男(原告 4 の 1 の 2 )の甲状腺に、「囊胞」が発見された。原告 4 の 1 の 1~4 は、原	原告 4 の 2 は、本件事故後、子どもたちは、6 月 1 日から避難先の小学校に転校しました。長女(原告 4 の 1 の 2 )の甲状腺には、次いで長男(原告 4 の 1 の 2 )の甲状腺に、「囊胞」が発見された。原告 4 の 1 の 1~4 は、原

準備書面（27） 論点	骨骼悪化行為	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言 (準備書面27では記述なし)
原告番号	原告6・5は、事故直後に県内全域で高線量が記録されたことは当時全く知らなかった（甲F6・5ページ）と述べ、さらにも「『直ちに・・・』との言葉に騙され、子どもたちを何度も外に出してしまい、雨にも打れてしましました」（同11ページ）と述べている。	原告6・5は、平成23年3月1・5日、夫及び3人の子どもに名古屋に避難したが、同月29日、学校及び幼稚園が再開されため、子ども3人は、学校、幼稚園のため、郡山に戻った。しかし、原告と子ども3人は、学校、通学路の線量があまりに高いため、原告6・5は、子ども3人とともに、平成24年1月4日～平成25年3月9日、福島県教育委員会等に対し、「年20mSvまでであれば、校舎や校庭を利用しても良い」との通知をしたことを開きましたが、千葉や茨城では、0・2μSv／ｈを超えた絶対にいけないようにしていたのに、福島ではどうして基準を引き上げるので、対応の違いに付たたた驚き、あきれました。福島にいたら、子供たちは死んでしまうと怖くなりました。文科省は、引上げをすべきでなかつた。この引上げによつて不思惑が強くなりました。」と述べている（甲F6・5・11ページ）。	原告6・5の家族は、平成23年3月1・5日に、東京を経由して名古屋に避難した。3月2・2日に夫が仕事をため、郡山に戻った。そして3月2・9日、原告と子ども3人は、学校、幼稚園のため、郡山に戻った。しかし、原告と子ども3人は、学校、幼稚園の線量があまりに高いため、原告6・5は、子ども3人とともに、平成24年1月4日～平成25年3月2・5日まで山形市に避難した。	A2の判定を受けている。検査のたびに囊胞の数が変動しており、不安でたまらない。
65	原告6・8の3は、（中略）放射能の危険性を十分調べることができないたため、長女を卒業式や入学式に出席させた（甲F6・8の3・2～3ページ）。このことについて「放射能の危険性に無知であったことが本当に悔やまれます」と述べる。そして「事故当時の官房長官の『ただちに影響はない』の言葉にすっかりそのままされてしまつたと思う」があります」と述べる（同5ページ）。また、事故後の高線量を知つていたとしても放射能の危険性を把握できていない限り、「不安だけれど、どうしていいかわからない」状況にあつたと思う（同4ページ）と述べており、高線量を記録したことはもちろん、放射線の危険性と、それに對応するべきかという具体的な情報がなかつたことを指摘する。	原告6・8の1は、「文科省の年20ミリシーベルトの引上げについては、どんでもないことだと思いました。公衆の被ばくに関する実効線量限度は1年間に20ミリシーベルトと決まっているのに、どうして福島だけに20ミリシーベルトが適用されるのか、全く理解できません」。原告は、入学した中学校でハレーネ部に所属し、元気に過ごしていたが、2012年2月、妻の毛が抜けると訴えるようになつた。原告は、長女が入浴した後の風呂場を見たところに突然、妻は突然とし、これがただのことではないと感じ、病院へ連れて行った。診断名は、「円形脱毛症」だった。	原告6・8の3は、それがとても不思議でしたがなく、長男に部活も引退したし、夜もちゃんと寝ていて、どうしてそんなに寝ないので眠い、眠い」と訴えていた。当時原告6・8の3は、それがとても不思議でしたがなく、長男に寝たままになつた。原告は、長女が入浴した後の風呂場を見たところに突然、妻は突然とし、これがただのことではないと感じ、病院へ連れて行った。診断名は、「円形脱毛症」だった。	被ばくの影響は発生なので、今後子どもたちの健康が守られるのかどうか、原告は不安でしかたがない。特に、甲状腺ガンが一番懸念される。長男は、甲状腺に5ミリ弱のしこりがみつかっている。
68の1～3				

準備書面(53) 原告番号	論点 情報濫透行為	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
2の1～3	原告2らが暮らしていた小食寺は、福島市内でも被曝量が高いうことで有名になつた飯田地区の南側に位置しており、ここも被曝量が高かつた。しかし、原告2らは事故前に被ばくについての知識が全くなく、事故当时も被ばくの危険性や被曝量について、被告園や県からのお説明がなかつたため、3月18日まで小倉寺に居住していった。	原告2の1、3は、再開した幼稚園に原告2の1を連わせるために被曝量の高い福島市に戻つたのであり、その後も引き続いて福島市内にどどまつたのは、被告園からが運営法に年20ミリシーベルトまでの被ばくを擲へ、ちがう責任で距離を離さなければ、原告2らがこのよのことによるものである。	原告2の1、3は、息子に健診影響は出でないか、原告2の2及び原告2の3は、息子に相当の被ばくをさせたから、将来、将来健康影響が出来るのではないかと不安を抱えて生きている。被告園や県が子どもたちだけでも自らの責任で距離を離さなければ、原告2らがこのような不安を抱く必要はなかつた。	
3の1～3	原告3は、福島市内で高被曝量が検出されたるにいたつた後にも3月18日ころまで、より低被曝量の地盤に避難することができる、無用な被ばくを余儀なくされた。	被告園や県から原発施設からの放射能流出に関する具体的な情報が示されなかつたこと、家庭用用水としながら断水したため、原告3らは、家庭用用水として、井戸水や自家裏の河川水を利用している。3月14日頃、天からのあまり外へ出るな」というアドバイスを受けるまでは、余震に注意するだけの生活で、事故発生から断水が回復するまでの間、無防備に水を飲んでいた。そして原発が二度目の爆発を起こした後も「逃げる」という発想にいたらず、自宅から500メートルほどの場所にある原告3の実家の隣で野菜をとってきて食べて食べていた。	原告3の1は、平成23年4月から学校が再開され、長男及び二男が今までなかつたドロップとして鼻血を出しますようになつたこと、長男が県民健康調査でA2の判定を受けたこと等から、原告3の3は子どもたちの健康面につけて不安を感じるようになった。現在では、本件事故直後、被防備井戸水を飲み、川から汲んだ水を生活用水として使用していたこと、食料についても気をつけ、実家の煙の影響を警戒心もなく食べていたこと等を語っている。被告園や県が子どもたちだけでも自らの責任で距離を離さなければ、原告3らがこのような不安を抱く必要はなかつたのである。	
5の1～5	原告5らは、当時放射線や被ばくに関する知識がなく、3月12日頃、知らから避難する決断をすることがでなかつた。川俣町でも避難指示が出されたのは大字地区だけであつた。原告5らが避難する決断をしたこと、5の1～5ができないかったのは、被告園や県からの正確な情報や知識が周知されていなかつたためであり、具体的な被曝量とその危険性について周知されになら、原告5らはより被曝量の地盤に避難し、無用な被ばくを避けることができたはずであつた。	原告5の4は、平成23年4月、少し遅れて学校が再開されたことにあまりにも辛さを感し、被ばくを離れる決意が出来たが、3年前に自己を新築したばかりで、真剣に認んだが、3年前に自己を新築したばかりで、住宅ローンを抱え、借入生活を成立させることはできないと考へた。現在のところ、子どもたちに健康被害は出でていないが、将来が不安である。川俣町は避難指示が一部の区域に止まつた。自分たちにどういふことを未だに抱いていれば避難できただけでも自らの責任で避難をすれば、原告5らがこのような不安を抱く必要はなかつたのである。		

準備書面(53)	論点	情報遮断行為	安定期薬剤問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
原告番号		(原告12らがいわき市から) 3月15日に避難するまでは子どもを連れて水や食料を求めて外に遊び、避難するときも車の窓を開けている。原告12は、「もし原発事故直後に高い線量が記録されたことを知っていたら、すぐに離脱したことくらいは、安心して1年以内に甲状腺後頭部に髄膜が見つかる」と述べている。	原告12の4は、平成23年4月、被告国が20ミリシーベルト通知に対し、年20ミリシーベルトは高い、危険だ、子供たちを守ろうとしていると思つます」(「安定ヨウ素剤を」)金量に配布すべきだった。しかし、幼稚園が再開されたため、原告12の1について、国や自治体はこの重大な情報を子どもに住民に知らせるべきでした」「それをだちに住民に知らせろべきです」と述べる。	原告12の4は、平成23年4月、被告国が20ミリシーベルト通知に対し、年20ミリシーベルトは高い、危険だ、子供たちを守ろうとしていないと思つます」(「安定ヨウ素剤を」)金量に配布すべきだったため、原告12の1を通り、幼稚園が再開されたため、原告12の1を通過させた。	子どもたちは、本件事故後1年が通過するころから原凶不明の脳瘤や脳梗塞に襲われるようになつた。原告12の4は、子どもたちは無用な被ばくをさせられると考へており、その最大の理由は、国や自治体は直ちに子どもたちを避難させなかつたからだと考えている。被告国や県が子どもだけでも自分の責任で避難せていれば、原告12らがこのような不安を抱く必要はないつたのである。	
12の1~4	14の1、2	原告14らの居住する浜通り地方では3月12日頃から高い線量が記録され始めているが、原告14らは全くそのことを知らざることはなく、テレビでは健康に問題がないと言っていたので安心して13日まで戸外の車中で過ごしていたのである。原告14の2は、「福島原発事故直後に高い線量が記録されたことを知らなかったのですか、もし知っていたら、もちろんすぐに避難していました」「国は自治体の現実の対応については、ひどいと思います」と述べている。	原告14の2は、被ばくを強いたことにより無用な被ばくを引き受けたことがあります。」(「安定ヨウ素剤を」)もつと早く配つて飲ませるべきだったと思います。」	原告14の2は、被ばくを強いたことにより無用な被ばくを引き受けたことがあります。」(「安定ヨウ素剤を」)もつと早く配つて飲ませるべきだったと思います。」	本件事故前、原告1の2は、被ばくについての知識は殆どなかった。その後、行政がした措置について大きな不満を抱くようになった。基準よりも線量が高いから基準を引き上げるのではないか、子どもたちの基準よりも低い場所に集団で避難させるべきであったと考えている。被告国や県が子どもたちだけでも自らの責任で避難させていれば、原告12らがこのような不安を抱く必要はないつた。	
19の1~4	20の1~3	3月12日に1号機の爆発を知り、家族で東京都練馬区に避難したが、原告19の3だけは、被災者の支援活動のために3月17日に福島に戻り救援活動にあたつた。	本來、被告国らが避法は年20ミリシーベルトまでの被ばくを強いることなく住民に避難をさせなければ、東京に避難した後、いったん自宅のある須賀川市に家族を戻すこととなつた。	原告19の3は、2011年3月17日から同年5月20日まで子どもたちを須賀川市で居住させ、被ばくさせたことを悔やんでいる。そして、政府は、子どもたちに対してちゃんと避難措置をとるべきだったと考えている。接吻や握手などもちらの責任で避難させていれば、原告19らがこのような苦痛を感じる必要はなかつた。		
		3月14日から1号機まで機能停止のホテルに滞在していたが、当時、陽性物質が飛来し被ばくが高くなつたために母(20の1)も甲狀腺腫瘍の診断を受けたほか、子宮筋腫で手術、飛蚊症も現れた。事故後2年程度は極度の倦怠感で生活にも支障があつた。	3月14日から1号機まで機能停止のホテルに滞在していたが、当時、陽性物質が飛来し被ばくが高くなつたために母(20の1)も甲狀腺腫瘍の診断を受けたほか、子宮筋腫で手術、飛蚊症も現れた。事故後2年程度は極度の倦怠感で生活にも支障があつた。	原告20の1ないし3は、平成23年3月12日、避難を開始し、東京都警海防のワールドアパートで避難生活を送っていた。しかし、医師である原告20の3が患者のために同月26日には自己のある郡山市に戻った。その後、原告20の1、3は転校先を探さなくなつたが、同年4月8日、原告20の3が通字する学校が再開することの連絡があつたことなどから、郡山市に戻ることとなつた。		
		3月14日から1号機まで機能停止のホテルに滞在していたが、当時、陽性物質が飛来し被ばくが高くなつたために母(20の3)も甲狀腺腫瘍の診断を受けたほか、子宮筋腫で手術、飛蚊症も現れた。事故後2年程度は極度の倦怠感で生活にも支障があつた。	3月14日から1号機まで機能停止のホテルに滞在していたが、当時、陽性物質が飛来し被ばくが高くなつたために母(20の3)も甲狀腺腫瘍の診断を受けたほか、子宮筋腫で手術、飛蚊症も現れた。事故後2年程度は極度の倦怠感で生活にも支障があつた。	原告20の1ないし3は、行政は、子どもたち直ちに避難させるべきだったと考えている。被告国や県が子どもたちだけでも自らの責任で避難させなければ、原告20の3がこのような不安や苦痛を抱く必要はなかつた。		

準備書面(53) 原告番号	論点 情報遮断行為	安定期の差別問題 20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
21の1~5	原告2 1らが避難したのは1 5日の爆発がきっかけであって、もともと知識もなく、テレビの情報くらいしかなかった。このため、原告2 1らは、1 2日頃からいわき市周辺での揺量上昇も知られないと同時に無用な被ばくをさせられた。	原告2 1の4は、子どもたちの被ばくを避けたとの思いから、他県で安定した職を得るために様々な努力をしたが果たせず、妻子は、茨城県、横浜市に避難先を転々とし、一旦は避難を断念していわき市の自宅で生活を再開したもの。子どもたちを被ばくさせているという苦渋感から、就職活動を諦め、ようやく別府市に職を見つけ、家族での離せきで移住して、今日に至つて、その間、避難先の離せきに迷惑されたことは、その後、長く続いた二重生活による経済的困難、移住先による面倒、移住先における孤立、先行きの見えない生活等によつて精神的に疲労燃焼している。 原告事務による振ばくから子どもを守るといふ、本来社会全体の責任でなければならぬ立場が、何の支援も与えられない匮乏の態に委ねられた。いつ汚染の中でのたうち回った一つの家族の典型的がここにはある。被告団や県が、その責任で子どもを被ばくをさせたければ、原告2 1の家族らは、このように苦しむことはなかつたのである。	原告2 1の4は、子どもたちの被ばくを避けたとの思いから、他県で安定した職を得るために様々な努力をしたが果たせず、妻子は、茨城県、横浜市に避難先を転々とし、一旦は避難を断念していわき市の自宅で生活を再開したもの。子どもたちを被ばくさせているという苦渋感から、就職活動を諦め、ようやく別府市に職を見つけ、家族での離せきで移住して、今日に至つて、その間、避難先の離せきに迷惑されたことは、その後、長く続いた二重生活による経済的困難、移住先による面倒、移住先における孤立、先行きの見えない生活等によつて精神的に疲労燃焼している。 原告事務による振ばくから子どもを守るといふ、本来社会全体の責任でなければならぬ立場が、何の支援も与えられない匮乏の態に委ねられた。いつ汚染の中でのたうち回った一つの家族の典型的がここにはある。被告団や県が、その責任で子どもを被ばくをさせたければ、原告2 1の家族らは、このように苦しむことはなかつたのである。	
22の1、2	原告2 2らが、東京都更大和町への母子避難に踏み切ったのは平成2 3年5月のことであり、それまでの間では被告団や県が対象の危険性や揺量についての情報を出さなかったため、自宅の庭に毎時2~0 μ SV近いヒットスポットが存在する中で生活している。4月に学校が再開されると、娘の学校からは「本日は2~2 μ SVだから大丈夫です」というお詫びが配布されるなどし、被告団や県が正しい情報を悪くしたために、ことさらに放射線の危険性を誇張した情報が執行し、原告2 2らは、母子避難が遅れ、無用な被ばくをさせられた。	本件事故当初、原告2 2の2は、三春町の自宅で、民女を被ばくから守りながら生活しようと考えていた。しかし、学校の無理解（高線量の中での授業開始、屋外活動の往来通の実施、地震地域の給食等）から、これが記載されたプリントが配布され、学校は通常通りに始まり、給食も地震地満、やがて福島県産の牛乳が出されるようになり、家から持参した水を飲むことも禁じられた。その後は、経済的困難、避難先での娘に対するこころができないと考え、母子避難を決意した。その後は、経済的困難、避難先での娘に対するこころができないと考え、母子避難を決意した。その後は、経済的困難、避難先での娘に対するこころができないと考え、母子避難を決意した。被告団や県が、その責任で子どもたちを被ばくさせたれば、原告2 2の家族らは、このように苦しむことはなかつた。		

準備書面(53) 原告番号	論点 原告番号	情報遮断行為 原告番号	安定期薬剤問題 原告番号	20mSv・学校再開問題 原告番号	集団避難問題 原告番号	山下発言
福島市では15日から高い線量が観測されていましたが、原告2・3の2は、14日から17日まで、1日2時間くらいは息子とともに外に出て水の配給に並んだ。そして17日には、息子だけを郡山市の駅前でバスで行かせ、18日は息子を福島市にバスで送りさせた上、家族三人で福島駅から新宿行き高速バスに乗り、避難先に向かった。しかし、このときも被告国や県からの情報がなかったために、外で1時間以上バスを待つこととなつた。	原告23の2の息子には小さな薬剤が数個見つかって、「最近の予想を立ててそここの住民にはヨウ素剤の配布や服用の説明、必要なときは服用をさせろべきだった」と思います。」「福島県が県立医科大関係者にのみ安定期薬剤を服用させたことについて」事業ならこれは罪に問えないのでしょうか?きわめて非人道的非倫理的で呆異常にあります」といきなり行行為です。」	原告23の1が通学していた中学校から29日は終業式を行うと連絡があったため原告23の1、2は持つことが出来ない状態が続き、大学に入ってからも毎月から福島市に帰宅。4月から通常どおり1学期が始まりました。原告23の2は、子どもを危険から遠ざけよう尽可能で行動したのであるが、結果として長男が大きな負担をかけることになってしまった。原告23の1は、校舎内の放射線を因るよう申し入れたが拒絶された。平成23年6月に京都に避難するまで福島で生活せざるを得なかった。	3月28日に、原告23の1が通学していた中学校から29日は終業式を行うと連絡があったため原告23の1、2は持つことが出来ない状態が続き、大学に入ってからも毎月から福島市に帰宅。4月から通常どおり1学期が始まりました。原告23の2は、子どもを危険から遠ざけよう尽可能で行動したのであるが、結果として長男が大きな負担をかけることになってしまった。原告23の1は、校舎内の放射線を因るよう申し入れたが拒絶された。平成23年6月に京都に避難するまで福島で生活せざるを得なかった。	原告29の2が仕事を替わることで立派な、精神的に病んだ者も多く出た。被告国や県が、どうも迷惑を負うことばかりではない。原告23の2がこのよう苦しみを抱ぼくの空虚の遙かを抱かれ、自分に迷惑した者はほんんど支援のない中に孤立し、姿勢、精神的迷惑を負うことばかりではない。被告国や県が、どうも迷惑を負うことばかりではない。	原告29の2が仕事を替わることで立派な、精神的に病んだ者が多く出た。被告国や県が、どうも迷惑を負うことばかりではない。原告23の2がこのよう苦しみを抱ぼくの空虚の遙かを抱かれ、自分に迷惑した者はほんんど支援のない中に孤立し、姿勢、精神的迷惑を負うことばかりではない。被告国や県が、どうも迷惑を負うことばかりではない。	
原告2・9らは、事故直後、食料品の屋外の行列に二人の子どもを連れて並んだり、トイレの水を汲みに近くの小川まで何度も5歳の子どもを行かせたり全く放射能に対して無防備に生活していました。事故後1ヶ月間くらいは、家族は通常のように出で、子どもも庭など家の外に出していました。「その当時、もし高線量の事実やその意味を知っていたなら、子どもたちにももっと慎重な行動を取っていたはずです。」「もっと早く行事の重大性、危険性など、国や自治体が対応すべきだった」	29の1~5	原告29の1は県民健康調査2回目、3回目とA2判定。声枯れてもう一度避難をしなかつたのであるが、それは、被告国が遅延年20ミリシーベルトまでは被ばくを強いたことによるのであり、まさにこのよが被告らの行為により、無用な被ばくを被つたものである。	原告2・9らは、働き手である原告2・9の2の仕事のことと、家族がしばらくにならることが考えられなかったことから、避難はしなかった。原告2・9の3は、本件事故当初は、被ばくについての知識もなかつたため、普段のように外出し、食料品の行列に子どもを並ばせたり、子どもに指示して小川までトイレ用の水を汲みにいざなうよりも、やがて、被ばくについての知識を得るようになり、これらのことを激しく悔やむようになった。被告国が子どもたちだけでも自らの責任で避難させていれば、原告2・9らがこのよう不安や苦痛を抱く必要はないといった。	原告2・9らの家族は、同29の2が仕事を替わることで立派な、精神的に病んだ者が多く出た。被告国や県が、どうも迷惑を負うことばかりではない。原告23の2がこのよう苦しみを抱ぼくの空虚の遙かを抱かれ、自分に迷惑した者はほんんど支援のない中に孤立し、姿勢、精神的迷惑を負うことばかりではない。被告国や県が、どうも迷惑を負うことばかりではない。原告23の2がこのよう苦しみを抱ぼくの空虚の遙かを抱かれ、自分に迷惑した者はほんんど支援のない中に孤立し、姿勢、精神的迷惑を負うことばかりではない。被告国や県が、どうも迷惑を負うことばかりではない。	原告2・9の4と夫は、2011年3月18日、両親に依頼して、長女と二女と静岡県まで避難させてもらつた。その後原告31の1、2、4、5は平成23年10月に福島県にいたん引越すが、最終的には平成26年4月に母子避難を終して福島市に戻らざるを得なくなつた。原告31の4は、3人の子どもを連れ、娘王凜の離せきの家にて避難した。原告3・1の4は、その後3年間母子避難を続けたが、2014年4月、これを終けて、これまで避難したことなく、3人の子どもを連れ、娘王凜の離せきの家にて避難した。原告31の1、2が平成23年4月に福島市に戻ったことはできないと判断し、自己にこなつた。	原告31の4と夫は、2011年3月18日、両親に依頼して、長女と二女と静岡県まで避難させてもらつた。その後原告31の1、2、4、5は平成23年10月に福島県にいたん引越すが、最終的には平成26年4月に母子避難を終して福島市に戻らざるを得なくなつた。原告31の4は、3人の子どもを連れ、娘王凜の離せきの家にて避難した。原告31の4は、その後3年間母子避難を続けたが、2014年4月、これを終けて、これまで避難したことなく、3人の子どもを連れ、娘王凜の離せきの家にて避難した。原告31の1、2が平成23年4月に福島市に戻ったことはできないと判断し、自己にこなつた。
原告31の1と2は、3月17日に、父親(原告31の5)の会社が手配してくれたバスにより静岡県に避難したが、それまでは、被告国や県からのお対象施設の紹介がないまま、自宅及びその周辺で、車検前とほとんど変わらない生活をしていました。また、4月末には自宅に戻り、幼稚園に通うようになつたが、凌利地区が比較的高濃度に汚染されていることを知らされていなかつたため、幼稚園で遊ぶ機会も多く、その結果、無用な外部被ばく、内部被ばくを蒙つた。	31の1~5	平成23年4月、幼稚園再開に伴つて、原告31の1、2は福島に戻つて地元幼稚園に通園するようになつた。その後原告31の1、2、4、5は平成23年10月に福島県にいたん引越すが、最終的には平成26年4月に母子避難を終して福島市に戻らざるを得なくなつた。	原告31の1、2が平成23年4月に福島市に戻つたことは、いずれも被ばくを強いたこにによるのであり、まさにこのよが被告らの行為により、無用な被ばくを被つたものである。	原告31の4と夫は、2011年3月18日、両親に依頼して、長女と二女と静岡県まで避難させてもらつた。その後原告31の1、2、4、5は平成23年10月に福島県にいたん引越すが、最終的には平成26年4月に母子避難を終して福島市に戻らざるを得なくなつた。原告31の4は、3人の子どもを連れ、娘王凜の離せきの家にて避難した。原告31の4は、その後3年間母子避難を続けたが、2014年4月、これを終えて、これまで避難したことなく、3人の子どもを連れ、娘王凜の離せきの家にて避難した。原告31の1、2が平成23年4月に福島市に戻つたことはできないと判断し、自己にこなつた。	原告31の4と夫は、2011年3月18日、両親に依頼して、長女と二女と静岡県まで避難させてもらつた。その後原告31の1、2、4、5は平成23年10月に福島県にいたん引越すが、最終的には平成26年4月に母子避難を終して福島市に戻らざるを得なくなつた。原告31の4は、3人の子どもを連れ、娘王凜の離せきの家にて避難した。原告31の4は、その後3年間母子避難を続けたが、2014年4月、これを終えて、これまで避難したことなく、3人の子どもを連れ、娘王凜の離せきの家にて避難した。原告31の1、2が平成23年4月に福島市に戻つたことはできないと判断し、自己にこなつた。	

在場裏面 (53) 原告番号	論点 原告番号	情報遮蔽行為 原告番号	安定ヨウ素和問題 原告番号	集団避難問題 原告番号	20mSv・学校再開問題 原告番号	山下発言
33の1~5						
原告 3 3 らは、被告国及び県が郡山市の客観的な線量及びそれらが持つ意味や危険性を十分周知させないがために、平成 2 年 3 月当時、それらを知らないままに帰宅したるものであつて、「もし、知つていれば、郡山市の帰宅を運らせたと思います」と述べている。						
40の1~4						
福島市廻和地区は高い線量が記録されている場所であるが、事故当時被告国や県は客観的な線量やその危険性についての情報を開示していないからそのため、原告 4 0 らは、まったくそれらを知らずにいた。原告 4 0 らが 3 月 1 6 日に避難を始めたのは、事故直後、次女である原告 4 0 の 4 が大量の鼻血を出したり、原告 4 0 の 2 の妹から「どうも危ない」という電話をもらったのがきっかけであった。						
44の1、2						
原告 4 4 の 1 は、事故当時福島市南沢又に夫、夫の父などともに居住していた。3 月 1 3 日から猪苗代町に避難し、3 月 1 5 日に新潟市のビジネスホテルに避難、3 月 2 1 日に会津若松に引っ越ししている。3 月 1 3 日に避難したのは実弟のアーバイスによるものだったが、被告国や県からの情報開示がなかったため、それまでの間、水やガソリンなどを求めて夫婦で外に並ぶなどして無用な被ばくをさせられている。						
47の1、2						
原告 4 7 らが居住していた郡山市ひ1 5 日から高線量を記録しているが、当時、被告国や県が情報を伝達しなかつたため、原告 4 7 の 1 は全くそのことを知らず、また放射線量の数値の持つ意味や危険性が教えてもらなかつた。原告 4 7 の 1 は、「もし情報が伝えられ、その数値が持つ意味を伝えられていれば、私は、その時点まで、短期間であつても避難したことと思います」と述べているが、実際に情報の開示、伝達がなかつたため、避難した時期は平成 2 年 4 月と事故後 9 ヶ月余り後となつた。このため、原告 4 7 らは、その間無用な被ばくをさせられた。						

原発事故面 (53) 原告番号	論点 情報遮断行為	安定期薬剤問題 20mSv・学校再開問題	集団避難問題 山下発言
54	長女らの通う学校は先手を打つて、試験的に除染をいち早く実施していたが、まだ、市内全部が安心を確保できるまでの様子ではなく、検量の高い所が学校の周囲にも多数点在していたにも関わらず、四月に学校が再開された。車での送迎などの措置もとられていない。徒步通学の子どもたちも多くの長男は県立医療保健センターに通院せざるを得ない阿武隈川の水をもつたり、あるいは臺参りに子どもたちを信夫山に連れて一昼夜市民は自らやその子どもたちを無用に被ばくさせてしまった。	本件事故後、原告5・4は、直ちに避難するとの決断ができず、情報を集めながら、試験的に除染をいち早く実施していくが、まだ、市内全部が安心を確保できるまでの様子ではなく、検量の高い所が学校の周囲にも多数点在していたにも関わらず、四月に学校が再開された。車での送迎などの措置もとられていない。徒步通学の子どもたちも多くの長男は県立医療保健センターに通院せざるを得ない阿武隈川の水をもつたり、あるいは臺参りに子どもたちを信夫山に連れて一昼夜市民は自らやその子どもたちを無用に被ばくさせてしまった。	「そもそもテレビでは佐野官房長官が「今すぐ影響はない」として、山下俊教授も「安全だ」と言っていましたので幼いのは、「大丈夫なのか」と思つてしまふにしています。しかし、「様々な情報が入ってくるに付けて段々不安になり、「本当に大丈夫なのか」と心配が強いていきました。そして、「先ずは放射能汚染がどの程度なのテレビを見ながら確認が正しい」に自主避難。結果的には大きな何らかの指示が出ただろ」と期待しましたが、それは大きく裏切られてしまう結果になりましたが、それは大きく裏切られてしまつた行政や国からの何らかの指示が出ただろ」と期待しましたが、それは大きく裏切られてしまつた。
57	原告5・7は、陳述書(甲5・7)に記載のとおり、事故当時、夫及び長女(当時17歳)とともに東白川郡に居住していた。(中略)しかし、被告団や県から、放射能流出に関する適切な情報は開示されず、避難者置きが取られなかつたため、無用な外部被ばく、内部被ばくを受けていた。	原告5・7は、2011年3月19日に長女を千葉県で居住していた夫と共に避難させたが、高校の授業が遅延通り開始されることは知った長女は同年4月2日、鶴ヶ島町に帰宅した。原告5・7は、長女が高校で被ばくすることを強けさせようとしたが、高校の教師は、フル授業を受けない長女を「神経質」と批判し、生徒にして制限をさせようとしているところを心配されれば、原告5・7や長女は孤立らしい思いをしてしまった。	(「福島県が呼びよせた山下俊一さんの講演は、ネットを見てきたが、「ニコニコしている人には放射能は出来ない」というフレーズを聞いたとき、この人は頼まねばならぬだけと思いました。しかし、放射能の危険性について知識のなかった住民は、この山下さんの発言を聞いて安心していました。そういう発言をする人に何度か会いました。」)
59	事故発生から数日後、長男や次男らが鼻血を出したり、目の下に腫れ目を作るようになどが続いたため、被告団や県からは、放射線の危険性に関する情報の開示や説明はなかったものの、3月19日に子ども二人を連れて(二本松市から)広島県に避難している。被告団や県が、事故直後に二本松市の放射線量や放射能の危険性等の放射線防護に必要な情報を開示しなかつたため、二本松市が汚染されているという情報ではなく、原告5・9は、3月19日に避難するまでの間、子どもたちには外出する際にはマスクをさせる程度でそれ以上に気遣うこととせず、自らも食料やガソリンの調達のため外に立ちなどして、無用な被ばくをさせられた。	原告5・7は、2011年3月19日、原告5・9は子ども2人を連れて広島県に避難した。しかし、幼稚園が再開する旨の連絡を受け、同年4月8日、自宅に戻った。本件事故後、子どもたちは病気がちになつた。原告5・9は、子どもたちを避難させるのが2011年3月19日までされたことと、同年4月8日に帰宅してしまつたことを今でも後悔している。行政が、子どもたちに何度も避難させなければいけないと思つた。	

原告番号	論点	情報遮断行為	安定期問題	20mSv・学校再開問題	集団避難問題	山下発言
66		<p>原告6 6はこれまで原発や放射能についての知識はほとんどなく、被告国や県による情報の伝達もなかったため、原発事故についてもはじめのうちは遠くの出来事のように思い、自分に關係があるとは思わなかつた。郡山市の県量が著しく高くなつた3月1日頃にても、自宅のある郡山市の県量を全く知らず、何の防護措置をとることもできず、このため無用な被ばくをさせられた。</p>		<p>原告6 6は、平成2 6年3月、長女の幼稚園入園を機に郡山市内の自宅に戻った。幼稚園が再開されたために負担の大きい母子避難を推院さげに自宅に戻つたのであり、原告6 6は、被告国らが避妊に年20歳シーベルトまでの被ばくを強いてことにより、無用な被ばくを被つものである。</p>	<p>2011年3月20日、原告6 6は、娘を連れて茨城県の夫の実家へ避難したが、同年4月初旬、自宅に戻つた。その後、同年下から2014年3月まで、原告6 6は、娘とともに新潟県に毎月通勤した。</p> <p>原告6 6は、郡山の県量が最も高かつた2011年3月15日当時、線量を知らず、被ばくに対する知識もなかつた。現在、娘の健康に問題はないが、心配する気持ちを抱えている。現在、娘の都合であると思つており、いすれ自立でき年齢になれば、安心できる場所で生活してほしいと願つている。行政が、子どもたちだけでも避難させていれば、原告6 6は、このような精神的苦痛を受けることはなかつた。</p>	<p>「今でも絶対できず、振りを感じるのは、福島県が「安心宣言キャンペーン」の下、山下一氏を招へいし、「福島県内は大丈夫だ」「子どもを屋外へ逃げても良い」と講演をさせたことです。娘の発言には、頭を金槌で打たれたような衝撃を受けました。他の講演は、できるだけ被ばくを避ける努力をしていましたが、福島県は、それまで、福島は安全だと信じた（中略）周りでは、そこには誤った行動を取らせることがあります。安全と思いたいという声があがるようになります。安全と思いたいといふ人が弱みに付け込んだ卑劣な講演だと思います。」</p>
7001~4		<p>原告7 0らは、事故当時、福島市波利地区に居住していた。当時、長男（原告7 0の2）は9歳（い・3）、二男（原告7 0の3）は6歳（保育園年長）であった。福島市は3月15日夕方には高県量となり同日午後7時には毎時2.4レ SVを記録している。被害園や県が情報を開示せず、SPEEDによる計算結果も公表しなかつたため、原告7 0の1は、実際に高県が記録されるまで、福島市内には高濃度の放射線物質は来ないのでではないか、という期待を抱いて福島市内に居続けた、無用な被ばくを余儀なくされた。</p>		<p>原告7 0の3は、2011年3月27日、妻子を福島県に避難させた。その後、札幌に移住することを決め、2012年3月、まだ妻が札幌に転居し、同年6月、原告7 0の3も札幌に転居した。</p> <p>原告7 0の3も妻が離れて立て続けに今まで経験したことの内容を妻に話した。大男は、県民健康調査の甲状腺検査でA2判定を受けた。原告7 0の3自身も、福島原発事故のあと、肺臓炎、気管支炎、糖尿病への罹患、眼圧や脚部の悪化等、不適が続いている。</p> <p>原告7 0の3は、子どもの将来の健康に不安を抱いていた。行政が、子どもたちだけでも速やかに避難させていれば、原告7 0の3は、このような精神的苦痛を受けることはなかつたのである。</p>		